

○文部科学省告示第四十五号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十三日

文部科学大臣 松本 洋平

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一 学校法人の寄附行為を認可する場合</p> <p>大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。</p> <p>三 経営に必要な財産について</p> <p>(一) 大学等（独立大学院大学を除く。）の開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。</p> <p>(二) 「略」</p> <p>(三) 大学等の開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費の財源は、寄附金収入により積み立てられた資産を充てるものとし、申請時までに開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。</p> <p>(四) 大学等の開設年度の翌々年度から完成年度までの各年度における経常経費の資金計画の財源は学生納付金収入、寄附金収入、資産運用収入その他の確実に収納される見込みのある資金を充てるものとし、原則として、借入金を充てるものでないこと。</p> <p>(五) 「略」</p> <p>(六) 大学等の開設年度から完成年度までの各年度における資金収支分析及び学校法人の適正な運営を確保するための対応策等が、次に定める事項を踏まえ、合理的に示されていると認められること。</p> <p>ア 設置する大学等において経常収支が均衡する学生数</p>	<p>第一 学校法人の寄附行為を認可する場合</p> <p>大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。</p> <p>三 経営に必要な財産について</p> <p>(一) 大学等（独立大学院大学を除く。）の開設年度の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。</p> <p>(二) 「同上」</p> <p>(三) 大学等の開設年度の経常経費の財源は、寄附金収入により積み立てられた資産を充てるものとし、申請時までに開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。</p> <p>(四) 大学等の開設年度の翌年度から完成年度までの各年度における経常経費の資金計画の財源は学生納付金収入、寄附金収入、資産運用収入その他の確実に収納される見込みのある資金を充てるものとし、原則として、借入金を充てるものでないこと。</p> <p>(五) 「同上」</p> <p>〔六)を加える。〕</p>

及びその時の収容定員の充足の状況、経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない場合の資金の収支並びに当該収支が学校法人全体の収支に与える影響

イ 経営状況を判断する指標

ウ 設置する大学等において経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない状況が継続し、学校法人の財務状況に影響を与える場合における当該財務状況が教育研究に与える影響

(七) (八) 「略」

#### 四 役員等について

(一) 「略」

(二) 理事長は、設置する学校等を取り巻く社会の変化や直面する課題も踏まえた私立学校の経営及び学校法人の適正な運営を行うなど学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。

(三) (九) 「略」

(十) 設置する学校等を取り巻く社会の変化や直面する課題も踏まえ、学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備その他大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。

第二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する

(六) (七) 「同上」

#### 四 役員等について

(一) 「同上」

(二) 理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。

(三) (九) 「同上」

(十) 学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備その他大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。

第二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する

場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によつて審査する。

二 設置に必要な財産について

(一) 「略」

(二) 大学等の設置経費並びに開設年度及び開設年度の翌年度の經常経費（以下「設置経費等」という。）に相当する額の寄附金等の資産を保有している場合には、大学等の設置経費の財源に借入金を充てても差し支えない。ただし、当該借入金の額は、当該設置経費等の額の二分の一を超えることができない。

(三) (四) 「略」

三 経営に必要な財産について

(一) 大学等の開設年度及び開設年度の翌年度の經常経費の財源は、寄附金等の資産を充てるものとし、申請時まで開設年度及び開設年度の翌年度の經常経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。

(二) 「略」

(三) 大学等の開設年度から完成年度までの各年度における資金収支分析及び学校法人の適正な運営を確保するための対応策等については、申請時における学校法人の財務状況を踏まえた分析を行うものとし、次に定める事項を踏まえ、合理的に示されていると認められること。

ア 申請年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から申請年度の前年度までの各年度における事業活動の収支に関する状況

イ 申請年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日

場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によつて審査する。

二 設置に必要な財産について

(一) 「同上」

(二) 大学等の設置経費及び開設年度の經常経費（以下「設置経費等」という。）に相当する額の寄附金等の資産を保有している場合には、大学等の設置経費の財源に借入金を充てても差し支えない。ただし、当該借入金の額は、当該設置経費等の額の二分の一を超えることができない。

(三) (四) 「同上」

三 経営に必要な財産について

(一) 大学等の開設年度の經常経費の財源は、寄附金等の資産を充てるものとし、申請時まで開設年度の經常経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。

(二) 「同上」

〔三〕を加える。〕

の属する年度から申請年度の前年度までのいずれかの年度において、経常収支差額（学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第二十八条第二項に規定する経常収支差額をいう。第二の五の（五）において同じ。）が零を下回る場合の要因分析の結果とその改善方策

ウ 設置する大学等において経常収支が均衡する学生数及びその時の収容定員の充足の状況、経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない場合の資金の収支並びに当該収支が学校法人全体の収支に与える影響

エ 経営状況を判断する指標

オ 設置する大学等において経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない状況が継続し、学校法人の財務状況に影響を与える場合における当該財務状況が教育研究に与える影響

（四） 経営に必要な財産に係るその他の事項については、第一の三（三及び六を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一の三の（五）のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の（一）に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の（七）中「（三）」とあるのは「第二の三の（一）」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の（八）中「二の（六）」とあるのは「第一の二の（六）」と、「二の（七）中「（五）」とあるのは、「三の（三）」とあるのは「第一の二の（六）のア中「（六）」とあるのは「及び既設の学校等への」と、第一の二の（七）

（三） 経営に必要な財産に係るその他の事項については、第一の三（三を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一の三の（五）のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の（一）に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の（六）中「（三）」とあるのは「第二の三の（一）」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の（七）中「二の（六）」とあるのは「第一の二の（六）」と、「二の（七）中「（五）」とあるのは、「三の（三）」とあるのは「第一の二の（六）のア中「（六）」とあるのは「及び既設の学校等への」と、第一の二の（七）中「寄

中「寄附金等」とあるのは「寄附金等の資産」と、  
「(五)」とあるのは「第二の三の(二)」と、「収納されてい  
る寄附金」とあるのは「保有している寄附金等の資  
産」と読み替えるものとする。

## 五 既設の学校等について

### (一) 「略」

(二) 既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十  
一条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大  
学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実  
施学科を除く。七の(一)、第五の一の(三)、二の(三)及び三の  
(三)において同じ。）の収容定員充足率（当該認可に係る  
大学等の開設年度の前年度の五月一日現在の収容定員  
（通信教育に係るものを除く。）の数（設置後修業年限  
に相当する年数を経過していない学部若しくは学科又は  
収容定員を増加した後修業年限に相当する年数（編入学  
定員を変更した学部又は学科にあつては、当該学部又は  
学科の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けてい  
る年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年  
数）を経過していない学部若しくは学科については、修  
業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入  
学定員を設けている場合における編入学定員を設けてい  
る年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の  
合計数）に相当する数の合計の数）に対する学生（通信  
教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当  
該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、こ  
れを切り捨てる。）をいい、大学に置かれる学部の学科

附金等」とあるのは「寄附金等の資産」と、「(五)」とあ  
るのは「第二の三の(二)」と、「収納されている寄附金」  
とあるのは「保有している寄附金等の資産」と読み替  
えるものとする。

## 五 既設の学校等について

### (一) 「同上」

(二) 既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十  
一条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大  
学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実  
施学科を除く。第五の一の(三)、二の(三)及び三の(三)におい  
て同じ。）の収容定員充足率（当該認可の申請をする年  
度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除  
く。）の数（設置後修業年限に相当する年数を経過して  
いない学部若しくは学科又は収容定員を変更した後修業  
年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部又は学  
科にあつては、当該学部又は学科の修業年限に相当する  
年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当  
する年数に一年を加えた年数）を経過していない学部若  
しくは学科については、修業年限における年次別に区分  
した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合にお  
ける編入学定員を設けている年次以上の年次にあつて  
は、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合  
計の数）に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する  
者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未  
満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をい  
い、大学に置かれる学部の学科ごとに修業年限が異なる

ごとに修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。以下同じ。) が、〇・七を上回ること。ただし、次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、この限りでない。

ア 収容定員充足率が〇・七以下のすべての学部又は学科等を廃止する計画を有していること。

イ 設置する大学等の収容定員が当該廃止する計画に係る学部又は学科等の収容定員の総数を超えないこと。

ウ 当該認可に係る大学等の開設年度において、学校法人が設置しているすべての大学等の収容定員の総数が増加しないこと。

(三) (四) 「略」

(五) 学校法人の資産の状況等について、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 開設年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度から申請年度までの各年度のいずれかに、当該年度の経常収支差額が零以上であること。

イ 申請年度において、(ア)に掲げる資産の合計額から(イ)に掲げる負債の合計額を控除した額が零以上であること。

(ア) 学校法人会計基準別表第一に規定する特定資産、その他の固定資産のうち有価証券並びに流動資産のうち現金預金及び有価証券(以下この(ア)において総称して「運用資産」という。)並びに当該学校法人

場合は学科について、短期大学に置かれる学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。以下同じ。) が、〇・五を上回ること。

(三) (四) 「同上」  
〔五)を加える。〕

が追加又は細分した小科目であつて運用資産に準ずるもの。

(イ) 学校法人会計基準別表第一に規定する固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金並びに流動負債のうち短期借入金、一年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金（以下この(イ)において総称して「外部負債」という。）並びに当該学校法人が追加又は細分した小科目であつて外部負債に準ずるものの。

(六・七) 「略」

(八) 開設年度の前々年度及び開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回っており、かつ、開設年度の前年度から完成年度までの各年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回る見込みがあると認められる場合には、(七)の規定にかかわらず、負債率は、〇・三三以下であること。

(九) 校地の再評価（校地について、次に定めるいずれかの方法による評価を行い、当該校地の価額を算出することをいう。）を行つた後の総資産額により算出した場合における負債率が〇・二五以下であるときの(七)の規定の適用については、負債率は、〇・二五以下であるとみなす。

ア、エ 「略」

(十) 「略」

(十一) 余裕金等により借入金の償還期限を繰り上げて償還を

(五・六) 「同上」

(七) 開設年度の前々年度及び開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回っており、かつ、開設年度の前年度から完成年度までの各年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回る見込みがあると認められる場合には、(六)の規定にかかわらず、負債率は、〇・三三以下であること。

(八) 校地の再評価（校地について、次に定めるいずれかの方法による評価を行い、当該校地の価額を算出することをいう。）を行つた後の総資産額により算出した場合における負債率が〇・二五以下であるときの(六)の規定の適用については、負債率は、〇・二五以下であるとみなす。

ア、エ 「同上」

(九) 「同上」

(十) 余裕金等により借入金の償還期限を繰り上げて償還を

行った場合であつて、借入金等返済支出から当該借入金の元本に相当する金額を控除した額により算出した場合における負債償還率が〇・二以下であるときの(十)の規定の適用については、負債償還率は、〇・二以下であるとみなす。

(十一) 偽りその他不正の手段により私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定による補助金（以下(十二)において単に「補助金」という。）の交付を受け、又は補助金の他の用途への使用その他補助金の交付条件に違反したことにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十八条又は第十九条（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による返還又は納付を命ぜられた場合においては、その履行を完了していること。

(十二) (一)から(十一)までに定めるもののほか、申請者及び既設の学校等の管理運営について、著しく適正を欠く事実がないこと。

## 六 改組転換について

大学（専門職大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であつて、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下である改組転換又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。）若しくは短期大学の学

行った場合であつて、借入金等返済支出から当該借入金の元本に相当する金額を控除した額により算出した場合における負債償還率が〇・二以下であるときの(九)の規定の適用については、負債償還率は、〇・二以下であるとみなす。

(十) 偽りその他不正の手段により私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定による補助金（以下(十一)において単に「補助金」という。）の交付を受け、又は補助金の他の用途への使用その他補助金の交付条件に違反したことにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十八条又は第十九条（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による返還又は納付を命ぜられた場合においては、その履行を完了していること。

(十一) (一)から(十)までに定めるもののほか、申請者及び既設の学校等の管理運営について、著しく適正を欠く事実がないこと。

## 六 改組転換について

大学（専門職大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であつて、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下である改組転換又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。）若しくは短期大学の学

科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基  
に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設  
置する場合であつて、当該大学、専門職大学若しくは専門  
職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは  
短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転  
換は、次のとおり取り扱う。

ア・イ 「略」

ウ 五の(七)の規定にかかわらず、設置経費等の財源に借入  
金を充てない場合には、負債率は、〇・三三以下である  
こと。

#### 七 設置者の変更等の認可後に係る特例

学校法人が、大学等及び学部等（学部の学科を除く。以  
下この七及び第五の三において同じ。）の設置者の変更  
に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為の変  
更の認可又は私立学校法第二百二十六条第三項に規定する学  
校法人の合併の認可（以下「設置者の変更等の認可」とい  
う。）を受けた後、新たに大学等を設置する場合における  
五及び六の規定の適用については、次のとおり取り扱う。

(一) 設置者の変更等の認可により、大学等に新たに設置し  
た学部又は学科がある場合においては、当該認可後から  
当該認可により設置した大学等及び学部等の修業年限に  
相当する期間に限り、五の(二)の規定は、当該認可前に既  
に置かれている学部又は学科に限り適用すること。

(二) 設置者の変更等の認可により五の(五)から(七)まで及び六  
のウの基準を満たせなくなる場合において、当該認可後か  
ら当該認可により設置した大学等及び学部等の修業年限に

科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基  
に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設  
置する場合であつて、当該大学、専門職大学若しくは専門  
職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは  
短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転  
換は、次のとおり取り扱う。

ア・イ 「同上」

ウ 五の(六)の規定にかかわらず、設置経費等の財源に借入  
金を充てない場合には、負債率は、〇・三三以下である  
こと。

「七を加える。」

~~相当する期間に限り、五の(五)から(七)まで及び六のウの規定は、当該認可前の学校法人に限り適用すること。~~

八 其他

- (一)・(二) 「略」

第三 都道府県知事の所轄に属する学校法人等が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更等を認可する場合

都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更及び私立学校法第五十二条第五項の法人が大学等を設置する場合に係る組織変更の認可については、次の基準によって審査する。

三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、~~第二の三の(四)中「第一の三の(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(七)中」とあるのは「第一の三の(七)中」と、~~「第二の三の(一)」とあるのは「第三の三において準用する第二の三の(一)」と読み替えるものとする。

五 既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の(五)から(七)までの規定を準用する。

六 其他

其他については、第二の八の規定を準用する。この場

七 其他

- (一)・(二) 「同上」

第三 都道府県知事の所轄に属する学校法人等が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更等を認可する場合

都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更及び私立学校法第五十二条第五項の法人が大学等を設置する場合に係る組織変更の認可については、次の基準によって審査する。

三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、~~第二の三の(三)中「第一の三の(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(六)中」とあるのは「第一の三の(六)中」と、~~「第二の三の(一)」とあるのは「第三の三において準用する第二の三の(一)」と読み替えるものとする。

五 既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の(五)から(七)までの規定を準用する。

六 其他

其他については、第二の七の規定を準用する。この場

合において、第二の八の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第三の規定」と読み替えるものとする。

#### 第四 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

##### 一 設置に必要な財産について

設置に必要な財産については、第二の二の規定を準用する。この場合において、第二の二の(一)から(三)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の(二)中「並びに開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「及び開設年度」と、第二の二の(四)中「第一の二の(六)」とあるのは「第一の二の(一)、(三)、(六)及び(八)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(一)及び(四)中「独立大学院大学」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、第一の二の(六)」と、「第二の二の(一)」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

##### 三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)、(二)及び(三)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の(一)中「開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「開設年度」と、「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」と

合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第三の規定」と読み替えるものとする。

#### 第四 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

##### 一 設置に必要な財産について

設置に必要な財産については、第二の二の規定を準用する。この場合において、第二の二の(一)から(三)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の(四)中「第一の二の(六)」とあるのは「第一の二の(一)、(三)、(六)及び(八)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(一)及び(四)中「独立大学院大学」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、第一の二の(六)」と、「第二の二の(一)」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

##### 三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、「準用する」とあるのは「準用す

あるのは「第二の二の(二)」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、「大学等」とあるのは「学部等」と、「並びに開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「及び開設年度」と読み替えるものとする」と、第二の三の(四中「(三及び(六を除く)」とあるのは「(一)、(三)、(六及び(七を除く)」と、「第一の三の(五)」とあるのは「第一の三の(二)中「独立大学院大学」とあり、第一の三の(四中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の三の(五)」と、「第一の三の(七中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、「第一の三の(八中」とあるのは「第一の三の(八中」と、「第一の二の(六)のア中」とあるのは「第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)のア中」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」とあるのは「(五)」とあるのは「第四の三において準用する第二の三の(一)」と読み替えるものとする。

#### 五 既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の規定を準用する。この場合において、第二の五の(二)(ウを除く。)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の五の(二)のウ中「大学等の開設年度」とあるのは「学部等の開設年度」と読み替えるものとする。

#### 六 改組転換等について

(一) 大学若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職学部を設置する場合であつて、当該専門職学部の入学定員が当該廃

る。この場合において、「大学等」とあるのは「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の(三中「(三を除く)」とあるのは「(一)、(三及び(六を除く)」と、「第一の三の(五)」とあるのは「第一の三の(二)中「独立大学院大学」とあり、第一の三の(四中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の三の(五)」と、「第一の三の(六中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の(七中」とあるのは「第一の三の(七中」と、「第一の二の(六)のア中」とあるのは「第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)のア中」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」とあるのは「(五)」とあるのは「第四の三において準用する第二の三の(一)」と読み替えるものとする。

#### 五 既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の規定を準用する。

#### 六 改組転換等について

(一) 大学若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職学部を設置する場合であつて、当該専門職学部の入学定員が当該廃

止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下である改組転換又は短期大学若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに学部、専門職学部若しくは専門職学科を設置する場合であつて、当該学部、専門職学部若しくは専門職学科の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転換については、第二の六の規定を準用する。この場合において、第二の六のア中「二の(四)において準用する第一の二の(一)」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の(四)において準用する第一の二の(一)と、第二の六のイ中「二の(三)のイ」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の(三)のイ」と、第二の六のウ中「五の(七)」とあるのは「第四の五において準用する第二の五の(七)」と読み替えるものとする。

- (二) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下(二)において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下(二)において同じ。）を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合において

止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下である改組転換又は短期大学若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに学部、専門職学部若しくは専門職学科を設置する場合であつて、当該学部、専門職学部若しくは専門職学科の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転換については、第二の六の規定を準用する。この場合において、第二の六のア中「二の(四)において準用する第一の二の(一)」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の(四)において準用する第一の二の(一)と、第二の六のイ中「二の(三)のイ」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の(三)のイ」と、第二の六のウ中「五の(六)」とあるのは「第四の五において準用する第二の五の(六)」と読み替えるものとする。

- (二) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下(二)において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下(二)において同じ。）を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合において

、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、次のとおり取り扱う。ただし、(三)に規定する場合は、この限りでない。

ア・イ 「略」

ウ 五において準用する第二の五の(五)から(十)までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

- (三) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下(三)において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下(三)において同じ。）を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合においては、次のとおり取り扱う。

ア・ウ 「略」

エ 三において準用する第二の三の(四)において準用する第一の三の(四)及び(五)の規定は、適用しないこと。

オ 五において準用する第二の五の(五)から(十)までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等のためにした借入金その他の負債は、

、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、次のとおり取り扱う。ただし、(三)に規定する場合は、この限りでない。

ア・イ 「同上」

ウ 五において準用する第二の五の(五)から(十)までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

- (三) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下(三)において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下(三)において同じ。）を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合においては、次のとおり取り扱う。

ア・ウ 「同上」

エ 三において準用する第二の三の(三)において準用する第一の三の(四)及び(五)の規定は、適用しないこと。

オ 五において準用する第二の五の(五)から(十)までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等のためにした借入金その他の負債は、

は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

七 設置者の変更等の認可後に係る特例

設置者の変更等の認可後に係る特例については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七中「大学等」を「とあるのは、「学部等を」と読み替えるものとする。

八 その他

その他については、第二の八の規定を準用する。この場合において、第二の八の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第四の規定」と読み替えるものとする。

第五 設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更等を認可する場合

設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更並びに私立学校法第五十二条第五項の法人の組織変更の認可については、次の基準によって審査する。ただし、設置者の変更は、大学等又は学部等の組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ行われるものであることを要するものとし、当該変更後の財務状況等を勘案し、必要と認められる場合は、負債率及び負債償還率に係る基準を弾力的に取り扱うことができる。

一 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の認可について

(一)・(二) 「略」

(三) 経営に必要な財産については、第一の三(一)及び(五)を除く。)の規定(設置者の変更を行おうとする大学等に

その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

「七を加える。」

七 その他

その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第四の規定」と読み替えるものとする。

第五 設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更等を認可する場合

設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更並びに私立学校法第五十二条第五項の法人の組織変更の認可については、次の基準によって審査する。ただし、設置者の変更は、大学等又は学部等の組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ行われるものであることを要するものとし、当該変更後の財務状況等を勘案し、必要と認められる場合は、負債率及び負債償還率に係る基準を弾力的に取り扱うことができる。

一 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の認可について

(一)・(二) 「同上」

(三) 経営に必要な財産については、第一の三(一)及び(五)を除く。)の規定(設置者の変更を行おうとする大学等に

置かれている学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあつては、第一の三(一)を除く。)の規定)を準用する。この場合において、第一の三の(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、第一の三の(三)中「開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「開設年度」と、「申請時」とあるのは「開設時」と、「収納されている」とあるのは「収納される見込みがある」と、第一の三の(七)中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第一の三の(八)中「二」とあるのは「第一の二」と、「(五)」とあるのは、「三の(三)」とあるのは「(五)」とあるのは「第五の一の(三)において準用する第一の三の(三)」と、「申請時までに収納されている」とあるのは「開設時までに収納される見込みがある」と、第一の三の(八)において準用する第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四)・(五) 「略」

一 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更及び私立学校法第百五十二条第五項の法人の組織変更の認可について

(一) 「略」

(二) 設置に必要な財産については、第二の二(三)を除く。)の規定を準用する。この場合において、第二の二の(二)中「並びに開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「及び開設年度」と、第二の二の(四)中「(五)を除く」とあるのは「(一)から(三)まで及び(五)を除く」と、「この場合に

置かれている学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあつては、第一の三(一)を除く。)の規定)を準用する。この場合において、第一の三の(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、第一の三の(三)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「収納されている」とあるのは「収納される見込みがある」と、第一の三の(六)中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第一の三の(七)中「二」とあるのは「第一の二」と、「(五)」とあるのは、「三の(三)」とあるのは「(五)」とあるのは「第五の一の(三)において準用する第一の三の(三)」と、「申請時までに収納されている」とあるのは「開設時までに収納される見込みがある」と、第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四)・(五) 「同上」

一 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更及び私立学校法第百五十二条第五項の法人の組織変更の認可について

(一) 「同上」

(二) 設置に必要な財産については、第二の二(三)を除く。)の規定を準用する。この場合において、第二の二の(四)中「(五)を除く」とあるのは「(一)から(三)まで及び(五)を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の校舎等経費及び

において」とあるのは「この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「大学等の」と」と、「第二の二の(一)」とあるのは「第五の二の(二)において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

- (三) 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)中「開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「開設年度」と、「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、第二の三の(四)中「(三)及び(六を除く。)」の規定」とあるのは「(一)、(三)、(五)及び(六を除く。)」の規定(設置者の変更を行おうとする大学等に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあつては、第一の三(一)、(三)及び(六を除く。))の規定」と、「(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、「第二の三の(一)」とあるのは「第五の二の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「寄附金が」とあるのは「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、「寄附金が」と、「収納されている寄附金」とあるのは「申請時までに収納されている寄附金」と、「保有している寄附金等の資産」とあるのは「開設時までに保有する見込みがある寄附金等の資

通信教育に係る」とあるのは「大学等の」と」と、「第二の二の(一)」とあるのは「第五の二の(二)において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

- (三) 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、第二の三の(三)中「(三を除く。)」の規定」とあるのは「(一)、(三)及び(五を除く。)」の規定(設置者の変更を行おうとする大学等に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあつては、第一の三(一)及び(三を除く。))の規定」と、「(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、「第二の三の(一)」とあるのは「第五の二の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「寄附金が」とあるのは「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、「寄附金が」と、「収納されている寄附金」とあるのは「申請時までに収納されている寄附金」と、「保有している寄附金等の資産」とあるのは「開設時までに保有する見込みがある寄附金等の資産」と、第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄

産」と、第二の三の(四)において準用する第一の三の(八)において準用する第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四)・(五) 「略」

(六) 設置者の変更等の認可後に係る特例については、第二の七の規定を準用する。ただし、都道府県知事の所轄に属する学校法人が設置者の変更により文部科学大臣の所轄に属する学校法人となる場合は、準用しない。

(七) その他については、第二の八の規定を準用する。この場合において、第二の八の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。

### 三 設置者の変更により学部等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更の認可について

(一) 「略」

(二) 設置に必要な財産については、第二の二(三)を除く。)の規定を準用する。この場合において、第二の二の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の(二)中「並びに開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「及び開設年度」と、第二の二の(四)中「(五)を除く」とあるのは「(一)から(三)まで及び(五)を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「学部等の」と、第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」とと、「第二の二

附」と読み替えるものとする。

(四)・(五) 「同上」

〔六)を加える。〕

(六) その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。

### 三 設置者の変更により学部等(学部の学科を除く。以下三において同じ。)の設置者となる学校法人の寄附行為の変更の認可について

(一) 「同上」

(二) 設置に必要な財産については、第二の二(三)を除く。)の規定を準用する。この場合において、第二の二の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の(四)中「(五)を除く」とあるのは「(一)から(三)まで及び(五)を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「学部等の」と、第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」とと、「第二の二の(一)」とあるのは「第五の三の(二)において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

の(一)とあるのは「第五の三の(二)において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

- (三) 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)、(二)及び(三)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の(一)中「開設年度及び開設年度の翌年度」とあるのは「開設年度」と、「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の(四)中「(三)及び(六を除く。）」の規定」とあるのは「(二)及び(四に限る。）」の規定（設置者の変更を行おうとする学部等の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあつては、第一の三(一)、(三)、(六)及び(七を除く。）」の規定」と、「(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(七)中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「学部等」と、第一の三の(四)中「大学等」とあるのは「学部等」と、「第一の二の(六)のア中」とあるのは「第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)のア中」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」とあるのは「(五)」とあるのは「第二

る。

- (三) 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の(三)中「(三を除く。）」の規定」とあるのは「(一)、(三)、(五)及び(六を除く。）」の規定（設置者の変更を行おうとする学部等の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあつては、第一の三(一)、(三)及び(六を除く。）」の規定」と、「(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(六)中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「学部等」と、第一の三の(四)中「大学等」とあるのは「学部等」と、「第一の二の(六)のア中」とあるのは「第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)のア中」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」とあるのは「(五)」とあるのは「第五の三の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「収納され

五の三の(三)において準用する第二の三の(一)と、「収納されている寄附金」とあるのは「申請時までに収納されている寄附金」と、「保有している寄附金等の資産」とあるのは「開設時までに保有する見込みがある寄附金等の資産」と、~~第二の三の(四)において準用する第一の三の(八)において準用する第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。~~

(四) 「略」

(五) 既設の学校等については、~~第二の五(五及び(七)から(十)までを除く。)~~の規定を準用する。

(六) ~~設置者の変更等の認可後に係る特例については、第二の七の規定を準用する。この場合において、「大学等を」とあるのは、「学部等を」と読み替えるものとする。~~

(七) その他については、~~第二の八の規定を準用する。この場合において、第二の八の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。~~

## 第六 その他

一 「略」

二 文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可を受けた者が、当該認可に係る大学等及び学部等の設置等に関する計画（~~三及び四~~において単に「計画」という。）を履行するに当たって遵守すべき事項及び充実することが望まれる事項（~~三及び四~~において単に「附帯事項」という。）がある

ている寄附金」とあるのは「申請時までに収納されている寄附金」と、「保有している寄附金等の資産」とあるのは「開設時までに保有する見込みがある寄附金等の資産」と、~~第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。~~

(四) 「同上」

(五) 既設の学校等については、~~第二の五(六から(十)までを除く。)~~の規定を準用する。

〔六)を加える。〕

(六) その他については、~~第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。~~

## 第六 その他

一 「同上」

二 文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可を受けた者が、当該認可に係る大学等及び学部等の設置等に関する計画（三において単に「計画」という。）を履行するに当たって遵守すべき事項及び充実することが望まれる事項（三において単に「附帯事項」という。）があると認めると

と認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

三 「略」

四 文部科学大臣は、三の規定に基づく調査を実施した場合において、第一から第五までの規定に基づく認可に係る計画及び附帯事項が履行されていないと認定したときは、認定した日から起算して五年以内で相当と認める期間、第一から第五までの規定に基づく認可をしないものとする。

別表第一 標準設置経費額（第一の二の（一）、第二の二の（四）、第三の二、第四の二、第五の一の（二）、第五の二の（二）及び第五の三の（二）関係）

一 大学

- （一） 収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

「略」	「略」		
	「略」	「略」	「略」
備考			
一～九 「略」			
十 大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）			

きは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

三 「同上」

「四を加える。」

別表第一 標準設置経費額（第一の二の（一）、第二の二の（四）、第三の二、第四の二、第五の一の（二）、第五の二の（二）及び第五の三の（二）関係）

一 大学

- （一） 収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

「同上」	「同上」		
	「同上」	「同上」	「同上」
備考			
一～九 「同上」			
十 大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）			

を乗じて得た額を合計した額とする。(別表第一の  
一の(二)の表において同じ。)

ア 「略」

イ 大学設置基準第五十七条又は第五十八条の規定  
により同令第三十七条の二の規定の全部若しくは  
一部によらない場合及び専門職大学設置基準第七  
十六条又は第七十七条の規定により同令第四十七  
条の規定の全部若しくは一部によらない場合であ  
つて、基準校舎面積を下回る場合にあつては、基  
準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合(「大  
学等特例認定割合」という。)

(二) 「略」

二 短期大学

(一) 収容定員が一五〇人以下の場合

(単位：百万円)

備考	「略」		
	「略」	「略」	「略」
<p>一～五 「略」</p> <p>六 大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回 る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第 一号から前号までの規定を適用して得た額に、それ ぞれ次のア又はイに定める割合(ア及びイの適用を 受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合) を乗じて得た額を合計した額とする。(別表第一の</p>			

を乗じて得た額を合計した額とする。(別表第一の  
一の(二)の表において同じ。)

ア 「同上」

イ 大学設置基準第五十七条により同令第三十七条の  
二の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専  
門職大学設置基準第七十六条の規定により同令第四  
十七条の規定の全部若しくは一部によらない場合で  
あつて、基準校舎面積を下回る場合にあつては、基  
準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合(「大学  
等特例認定割合」という。)

(二) 「同上」

二 短期大学

(一) 収容定員が一五〇人以下の場合

(単位：百万円)

備考	「同上」		
	「同上」	「同上」	「同上」
<p>一～五 「同上」</p> <p>六 大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回 る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第 一号から前号までの規定を適用して得た額に、それ ぞれ次のア又はイに定める割合(ア及びイの適用を 受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合) を乗じて得た額を合計した額とする。(別表第一の</p>			

二の(二)の表において同じ。)

ア 「略」

イ 短期大学設置基準第五十条又は第五十一条の規定により同令第三十一条の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職短期大学設置基準第七十三条又は第七十四条の規定により同令第四十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合にあつては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「短期大学等特例認定割合」という。）

(二) 「略」

三 「略」

別表第二 標準経常経費額（第一の三の(一)、第二の三の(四)、第三の三、第四の三、第五の一の(三)、第五の二の(三)及び第五の三の(三)関係）

(単位：千円)

「略」	「略」
備考	
一 「略」	
二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、大学（独立大学院大学を除く。）、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校 <sup>イ</sup> の教育研究実施組織を段階的に整備する場合（開設時に複数の学年の学生を	

二の(二)の表において同じ。)

ア 「同上」

イ 短期大学設置基準第五十条により同令第三十一条の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職短期大学設置基準第七十三条の規定により同令第四十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合にあつては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「短期大学等特例認定割合」という。）

(二) 「同上」

三 「同上」

別表第二 標準経常経費額（第一の三の(一)、第二の三の(三)、第三の三、第四の三、第五の一の(三)、第五の二の(三)及び第五の三の(三)関係）

(単位：千円)

「同上」	「同上」
備考	
一 「同上」	
二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、大学（独立大学院大学を除く。）、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校 <sup>イ</sup> の教育研究実施組織を段階的に整備する場合（開設時に複数の学年の学生を	

受け入れる場合を除く。)の開設年度においては、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもつて教員数に代えることができる。

三〇五 「略」

受け入れる場合を除く。)は、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもつて教員数に代えることができる。

三〇五 「同上」

備考表中の「」の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行し、令和十年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次条において同じ。）に係る審査から適用する。

### (経過措置)

第二条 令和十年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の大学院の研究科の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更を除く。）に伴う学校法人の寄附行為の認可又は寄附行為の変更の認可（次条において「私立大学等の寄附行為の認可等」という。）の申請に係る審査のうち、第二の五の(二)の規定、第四の五において準用する第二の五の(二)の規定、第五の二の(五)において準用する第二の五の(二)の規定、第五の三の(五)において準用する第二の五の(二)の規定に係る審査については、なお従前の例による。

第三条 令和九年度に行おうとする私立大学等の寄附行為の認可等の申請に係る審査については、なお従前の例による。